

(目的)

第1条 第1条 この規程は、十文字学園女子大学(大学院を含む。以下「本学」という。)及び本学の教職員が、産官学連携活動、兼業その他の社会貢献活動を行う上で生じる利益相反の適切な管理(以下「利益相反マネジメント」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 利益相反 外部からの経済的な利益関係等によって、大学の使命・利益及び研究者の責務より自己又は第三者の利益を優先させること。

ア 本学が企業等との共同事業に従事すること(以下「産官学連携活動」という。)に伴い、企業等から得る利益を優先することによって本学の社会的責任が阻害されること。

イ 教職員等が産官学連携活動を行うことに伴い、企業等から実施料収入、兼業報酬、未公開株その他の利益を得ている場合において、当該利益を得ていることに起因して自己又は企業等の利益を優先することによって当該教職員等の本学における適正な職務の遂行が阻害されること。

ウ 教職員等が兼業を行うことに伴い、企業等に対し職務遂行責任が生じる場合において、当該企業等に対する職務遂行責任を優先することによって当該教職員等の本学における適正な職務の遂行が阻害されること。

(2) 教職員 本学の専任教職員

(利益相反マネジメント総括責任者)

第3条 本学における利益相反マネジメントに関する最終的な責任と権限を有する者として、利益相反マネジメント総括責任者を置き、学長をもって充てる。

(利益相反マネジメント責任者)

第4条 本学における利益相反マネジメントについて実質的な責任と権限を持つ者として、利益相反マネジメント責任者を置き、研究担当副学長をもって充てる。

(教職員の責務)

第5条 教職員は、高い倫理性を保持し、利益相反マネジメントに従わなければならない。

2 教職員は、利益相反の発生が懸念される場合は、利益相反の回避に努めなければならない。

(研究倫理委員会)

第6条 本学に、利益相反マネジメントに関する必要な事項については、全学委員会通則規程10節に定める研究倫理委員会(以下「委員会」という。)が処理する。

2 委員会は、利益相反マネジメントに係る次の各号に掲げる業務を行う。

- ① 第9条の規定による自己申告書に基づく審査に関する事項
- ② 前号の審査結果に係る是正措置等の助言等に関する事項
- ③ その他利益相反マネジメントに関し必要な事項

(自己申告書等の提出)

第7条 教職員は、利益相反に関する自己申告書を学長に提出しなければならない。

2 教職員は、利益相反に該当する状況が生じる可能性がある場合は、自己申告書を提出して次条第1項の審査を求めることができる。

3 前2項における自己申告書の提出時期、書式等は、委員会が定める。

(委員会における審査)

第8条 委員会は、前条第3項の規定により提出された自己申告書に基づき審査を行う。

2 委員会は、前項の審査を行ったときは、審査結果を学長に報告する。この場合において、利益相反に該当する状況が生じ、又は生じる可能性があり、これに対する是正措置等が必要であると判定したときは、当該是正措置等その他必要な事項を併せて報告するものとする。

(学長からの通知)

第9条 学長は、前条第2項の報告を受け、当該審査結果並びに利益相反に該当する状況が生じ、又は生じる可能性があり、これに対する是正措置等が必要であると判定したときは、当該是正措置等を当該教職員に通知する。

2 教職員は、前項の規定により是正措置等の通知を受けた場合は、当該是正措置等を講じ、利益相反の回避又は改善を行わなければならない。

3 教職員は、前項の規定により講じた是正措置等の実施状況等を委員会に適宜報告しなければならない。

(不服申立て)

第10条 教職員は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該審査結果等に不服があるときは、同条第2項の規定にかかわらず、当該通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に、学長に対し、書面により不服申立てをすることができる。ただし、不服申立ては、同一の事案につき1回に限るものとする。

2 学長は、前項の規定により不服申立てがあったときは、当該不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再審査を行うか否かを審査し、その結果及び理由を当該教職員に通知する。

3 委員会は、前項の規定により再審査の通知を受けた場合は、当該事案について再審査を行い、その結果を学長に報告する。

4 前条の規定は、不服申立ての場合に準用する。

(本学としての利益相反への対応)

第11条 委員会は、本学に利益相反に該当する状況が生じる可能性があるとして認める場合は、本学の利益相反を構成する事実関係を確認する。

2 委員会は、前項により事実関係を確認した結果、改善が必要と認める場合は、改善策を学長に報告するものとする。

3 学長は、前項の報告を受けた場合において、当該改善策を実施する必要があると認めた場合は、当該改善策を実施し、利益相反の回避又は改善を行うものとする。

(教職員への啓発)

第12条 学長は、利益相反についての理解を深め、利益相反マネジメントに関する意識の高揚を図るための教育研修その他啓発活動を行うものとする。

(秘密の保持)

第13条 利益相反マネジメントに関わる教職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。当該職務を退いた後も、同様とする。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、利益相反マネジメントに関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成26年12月18日より施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日より施行する。